

登園許可書

なかよしの森こども園 園長 殿

園児名

感染症名	登園のめやす	該当疾患に○
麻疹（はしか）	解熱後3日経過後	
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ、解熱後3日経過後	
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の場合、検体採取日を0日とし、5日を経過すること	
風疹(三日ばしか)	発疹消失後	
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶたになった)後	
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫脹が発現後から6日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後、2日を経過するまで(プールは解熱後1週間経過後)	
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了後	
腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間を開けて連続2回の検便によって菌陰性が確認された後	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

医療機関名

印 又は

医師名

サイン

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆様へ	保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活出来るよう、上記の感染症についての記入をお願いします。
※保護者の皆様へ	上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により習慣生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、これを保育所に提出してください。

登園許可書について

次の感染症と診断された場合、登園停止となり、再登園する時に医師による「登園許可書」が必要となります。

- ・麻疹（はしか）
- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・風疹（三日ばしか）
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・結核
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・流行性角結膜炎（はやり目）
- ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）
- ・百日咳
- ・急性出血性結膜炎
- ・髄膜炎菌性髄膜炎

※感染症の診断を受けたら、早めに園にもお知らせください。